

平成25年9月定例会 総務委員会（付託）

平成25年10月7日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時35分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「いけるよ！徳島・行動計画」評価結果概要について（資料①）

犬伏監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

県政運営評価戦略会議により「いけるよ！徳島・行動計画」評価結果概要についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

1ページについては、県政運営評価戦略会議についてでございます。

行動計画の評価につきましては、県民目線によるチェック機能の強化を図るため、徳島県総合計画審議会からその評価部門を切り分けて、平成23年10月から、新たに設置した第三者機関である県政運営評価戦略会議において実施しているところでございます。

2ページをお開きください。今年度の事業評価についてでございます。

今年度は、「いけるよ！徳島・行動計画」の前半2年間で終了したことから、中間評価として、平成23年度及び平成24年度の取組内容及び成果や今後の取組方針について、チェックを行うこととしまして、去る7月31日から8月29日にかけて、行動計画の7つの基本目標ごとに、7回の会議を開催し、計画に盛り込まれた744項目にわたる、すべての主要事業について、評価していただいたところでございます。

評価結果につきましては、744の主要事業のうち、「A・順調」とされたものが、486事業、65.3%、「B・概ね順調」が、206事業、27.7%、「C・要見直し」が、47事業、6.3%、「D・抜本的な見直し」が、5事業、0.7%との判定をいただきました。

この戦略会議でいただきました、主な評価や御意見等につきましては、次の3ページから9ページにかけて、それぞれの基本目標ごとに、具体例を抜粋してお示しをさせていただいております。

次に、10ページを御覧ください。

とくしま目安箱などに寄せられた、県民の皆様からの意見や提言について、戦略会議に

において審議の結果、優れたものとして採択された14項目について、その概要を記載しております。今後、先ほどの評価結果や県民からの優れた意見、提言につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会へ提言いたしまして、次年度の行動計画や既存事業の見直し、新たな施策展開などに繋げてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

よろしく願います。

藤田元治委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大西委員

まず最初に、旧経済センターの跡地は、既にきれいに平地になっておりました。それで本会議でも申し上げましたように、ここは、徳島市の新町西地区再開発区域の隣接地域です。通常のルールなら、まず県庁で他の部署が使うかどうか問い合わせをして、なければ次は市町村ですかね、あるいはそれに準ずるようなところに声をかけて、それでも使うところがなければ売却をするというルールになっていると思います。

しかし、先ほど申し上げましたように、ここは、徳島市の新町西地区再開発区域の隣接地域であるということにかんがみまして、県がある程度その新町西地区再開発の行方を見ながら、その効果をさらに、にぎわいづくりに使えるような、そういう使い方をすべきではないのかなと思うのですが、今後、旧経済センター跡地の利用についてはどう考えておられますでしょうか。

松本管財課長

西新町旧経済センター跡地の活用についての御質問でございますが、大西委員、今質問の中ですべておっしゃっていただいたのですけれども、一般的には、未利用財産となった場合には、まずは県での公有財産の活用を検討する、それでない場合には、国もしくは市町村に照会をかけまして活用の模索をする、最後の最後に歳入確保の観点から売却にということになってございます。

この土地に関しましては、徳島市市街地の中心に位置する、広さで申しますと約1,700平米の土地でございます。今後、県の商業上の活性化に活用するのも1つの方策ではあるかと思いますが、今のところ、まずこの土地につきまして、県の各部局に有効な活用方法はないかということで照会を掛けて検討をしているところでございます。

大西委員

非常に事務的なお答えでございました。管理している管財課、経営戦略部に聞いても、

今のような糠に釘というお答えしかないわけですかね。そうすると、どこにこれを聞けばよいのですかね。今管理しているのがここだから、その次の政策創造部、そこに聞いても多分ここが管財課が持っていますと言うと思うのですよね。それから商工労働部に聞いても、おそらくもう返しました、管財課が持っています、管理していますと言うと思うのですよね。

こういった問題というのは、その物件の価値というか、ポテンシャルというか、重要性というか、そういうようなものを何も考えずに、ただ単に事務的にやってよいものなのかどうかという投げかけをしているのですけれどもね。それを、ああでもない、こうでもないと言っても仕方がないので、お答えができるのだったら課長さんしてください。もし部長さん、何か言いたいことがあるのだったら言っていただけたらと思いますけれども、それ以上の答えは何もないというのだったら、何もなしと、2人で声をそろえて何もなしと言っていただければよいと思います。

松本管財課長

この未利用財産の活用を図るに当たりましては、副知事トップで、各部局長で構成いたします公有財産活用推進会議、また外部有識者の方で構成する公有財産リフレッシュ会議というものがございしますが、これらに諮る、もしくはその席で検討していただいて、様々な御意見を参考に、今後の活用を図るというふうに考えております。

大西委員

部長も黙っているし。ほうっかむりをして、そこにお座りなのかもしれませんが、とにかく、そういう何か戦略的なものがあってもよいのではないかという気がいたします。本会議でそういう質問をさせてもらったのも、問題提起という意味を持っておりますので、今日もそういう意味で質問させていただきます。

これに関連しまして、前から言っている東工業高校の跡地の問題。これは、以前に質問したとき部長が、相手のあることですからと言って、相手の責任にしています。参考にしてくださいね。

この間、徳島市の市議員と話しました。公明党の議員ではありません。徳島市の市議員は皆、口をそろえて、市は一生懸命話し合いをしようとしているのに、県は話し合いに乗っていただけませんと言っているようです。ですから、東工業高校の跡地のことについては、早く話し合いをして、何らかの結論をつけないといけないのではないかなという思いで質問しました。

それを初めとして、旧経済センター、あるいは今度警察の関係では、大原の運転免許センター、警察の情報では、あれは広いけれども警察では使い道がないというのも聞きますが、今言っただけでも、価値のある、あるいは非常に広い土地が、三つも四つもあるんですよ。他にもあります。

特に徳島県東部のほうに広い土地があるんですけど、東工業高校の件については、私が

前に言いましたけれども、話し合いをしていますと言ってから2年がたっているわけですね。2年間何もしなかったから一銭も入ってこない。あるいは逆に管理料がいる。本当に2年もかかるのであったら、あるいは2年たっても相手が協議に応じてくれないなら、ある程度期限を切って協議をした後は、例えば誰かに貸してあげるとか、年間契約でもいいじゃないですか、1年間たったら返してください、だけれど1年間は貸しますよと。臨時駐車場に使いたいという人がいるかもしれない。そういったお金を稼げるのが土地であると、私は思うのですよ。

2年も3年もずっと平地で、市民、県民の批判の目にさらされるのと、1年間でも期間限定で貸してあげるのとでは、全く違ってくるのではなからうかと思えます。

そういった意味で、総括的で結構です。現在も、そしてこれからも、空いているような広い県有地、こういうものについては、利用あるいは売却する。見通しのないものについては、貸したり、イベントするとか他に活用してもらうのもよいのではないかと思います。そういった、今現在、未利用、未活用の土地について何か方針がありますでしょうか。

松本管財課長

未利用財産の貸し付けについての御質問でございます。委員の御質問にございましたように、今のところかなりのまとまった広さの土地で、売却できていない土地につきましては、イベント時の駐車場の一時貸し付けなどはやってございますが。今後は、歳入確保や、その地域の利便性の向上、その活性化を図るために長期の貸し付け等についても検討を加えてまいりたいと思えます。

大西委員

今の御答弁で良しとしますので、長い間放置して、県民の皆さんに批判されて、県は何をやっているのか、県議会議員は何をやっているか、地元の県議会議員が後ろ指をさされないように、皆さん方ぜひとも努力していただきたいのですよ。とにかく会う度に、東工業の跡地はどうなっているのですかとか、何をやるのですかとか、やっぱり皆さんよくお聞きになります。関心があるのだらうと思えます。経済センターの跡地もそうです。皆さん関心がありますので、ぜひともお願いします。今の御答弁は課長がされましたので、ぜひ部長もお願いしますよ。

最後に、来年の4月から、消費税が5%から8%に上がることが確実にとなっております。詳細な計算はこれからだと思うのですけれども、この消費税増税が県予算に与える影響というのはどんなものなんでしょう。素人域に考えても、例えば、5,000億円の予算だったら、消費税5%だと、25億円かかるわけですよ。それが8%になったら40億円になって、支出が増えると思うんです。全部が全部、消費税がかかるものではないと思いますが、大体県予算で、消費税分の支出はどれくらい増える試算になるのでしょうか。

それと、歳入として入ってくる地方消費税とかありますよね。それは、徳島県が消費税を支払うことによって、支出増になるから、その補填ですよという形で国からくれるとい

うわけではないのですよね。ないとは思いますが、それがあつかないか。

そして、なかった場合には、結局、その地方消費税などの、新たに入ってくるもので、それを賄うという考え方になるのではなからうかと思えます。そうやってきた時に、最終的に5%から8%になった時に、プラス3%になるのですが、私が1年前に本会議で質問した時、県に歳入として入る税金、消費税として増えますよというお答えを一時はされましたけれども、それは増えるのかどうか。増えるとしたら大体概算でどれぐらいなのか。正確な計算というのはできないだろうと思えますけれども、何かその辺のことで試算をされて、大体来年度の徳島県予算に影響として出てくるのはこんな感じですよというような、もし概略でも私達にお話できるようなことがあれば、お聞きしておきたいと思えます。

川真田税務課長

委員から歳出歳入についての消費税引き上げ後の影響についての御質問がございました。まず税収に関して私から御説明をさせていただきます。

これにつきましては先月9月7日の徳島新聞の報道で単純計算で約50億膨らむという記載がございました。県税収入は、現行の消費税は国の消費税率が4%、その25%が地方消費税として入っております。来年4月に5%が8%になりますと、県税が1.7%ということがございますので、10分の7が増えるということがございます。平成24年度の決算見込み額のうち、消費税の国内取引にかかる譲渡割と輸入取引にかかる貨物割を合わせまして、69億2,000万円ございましたので、駆け込み需要の反動、あるいは消費税率アップの冷え込み等を全く考慮せずに平年度化した影響額を単純に試算すると、約50億円の増収見込みということがございます。

ただ、県税収入となりますと、地方消費税は商品やサービスの最終消費地に負担を求める税でございますので、最終消費地と税収の帰属が一致しない問題がございます。例えば、香川本店のスーパーの徳島支店で、売上が上がったとしても税収は香川に入ってしまうというようなことがございます。これを解消するために各県間で清算制度が設けられております。それで清算をして市町村への交付金を支払った後の県税収入の見込み額も平年度化して、単純な試算で平成24年度ベースで考えますと約50億円の増収見込みでございます。以上でございます。

坂本財政課長

消費税が引き上げられた際の本県財政の影響についてですけれども、まず歳入面につきまして、地方消費税については、ただ今、税務課長から申し上げたとおりでして、それ以外に地方交付税に影響がございます。3%引き上げられた際の国と地方の配分割合といたしますのは、国が2.08%、地方は0.92%となっております。地方分の内訳といたしまして、地方消費税分が0.7%、地方交付税分が0.22%となっております。本県の地方交付税の配分につきましては、現時点では具体的な算定方法が示されておきませんので、影響額は不透明な状況でございます。

それから歳出面におきましては、消費税が課税されるものとしまして、需用費や役務費、委託料、工事請負費等、数多くありまして、これらにかかる歳出が増加するということとなりますが、現時点におきましては具体的な影響額については、今後の予算編成の中で把握してまいりたいと考えております。

消費税増税にかかる歳出増についての財源につきましては、基本的には国から財源措置というのが直接にはないということになりますので、地方の一般財源で対応することになると思われます。

現時点におきましては、消費税引き上げへの財政面の影響についてなかなか見通しが立てづらい状況ではございますけれども、今後、年末におけます地方財政対策を始めとします国の動向に注視しながら、平成26年度当初予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

大西委員

もう一回坂本課長さん、地方交付税の入ってくる分はなかなか算定基準とか分からないので不透明ということですが、歳出の分で、平成24年度決算に取り組んで計算したらというようなお話が出ました。例えば、消費税が5%の現時点で、この平成24年度決算見込みでは大体どれくらい消費税として支出されているかということというのは分からないですか。

坂本財政課長

消費税が来年4月から3%引き上げられた場合の全国ベースでの地方交付税の増加額というのを、24年度決算に基づいて単純に試算しますと0.22%ですので、約5,600億円全国に配分が増加するというふうに機械的にはなりますけれども、これが具体的にどういうふうに各自治体に配分されるかというのは、先ほど申し上げましたとおり、算定方法がまだ示されておられませんので不透明な状況ということでございます。

大西委員

来年度予算への影響はどれくらいですかという私の質問に対して、それは今後の予算編成で大体わかってくると思いますが、今は分かりませんというお答えでしたよね。だけれど、平成24年度決算分で5%ですから、5%であればどれくらいが消費税として払われているのでしょうか。それは分かりませんか。

坂本財政課長

現行の5%の分が本県の予算の中でどのくらいの額かということなのですが、今後全庁照会などして、集計をすれば出てくる数字では当然あるのですが、現時点で数値は把握しておりません。

大西委員

現時点でそういう集計の仕方をしていないというのであれば仕方がないですけども、先ほど一番最初のお答えに、国として消費税が上がるからその分くれますよというものは無いということです。結局、税収であるとか、地方消費税、地方交付税、こういったもので、歳出が増加した分を賄わなければいけないということになりますよね。それを差し引くと、結局徳島県にはこのぐらいありますよねという金額の概算というか、見通しがちょっと聞きたかったのですけれどもね。

消費税で払ったのがいくらであるということを集計していないということでは仕方がないと思いますけれども、今後、11月議会ぐらいになりますかね、そのぐらいには予算編成も進んでいると思いますので、ぜひお答えをいただけるようお願いしたいと思います。以上です。

喜多委員

平成24年度決算にかかる徳島県健全化判断比率について質問をいたします。

資料によりますと、実質公債費比率の3か年平均が、20.8%ということになっております。そしてもう一つ、将来負担比率が24年度、212.3%ということで、若干改善しておるようです。3年前と比較してみますと、2010年9月の、県と県内市町村の財政健全化指標ということで、徳島県が20.7、小松島市が20.4、佐那河内村21、那賀町18.3、そして東みよし町が18.1、いわゆる18以上ということで、この4市町村が載っております。そして、今度の発表によりますと、2013年は、小松島市がこの20.4が16.0、佐那河内村が21から13.5、そして那賀町が18.3から11.3、東みよし町が18.1から12.3ということで、各市町村が、財政健全化に向かって大変努力され、この3年間でこのように改善されておるようでございます。

市町村に比べて、県の実質公債費比率がほとんど改善されていない理由は、何でしょうか。お尋ねいたします。

坂本財政課長

実質公債費比率についてですけども、本県の財政規模に対しまして公債費等がどの程度かを示すものでございますが、平成25年度の数値が20.8%ということで対前年度比0.6ポイントの減少に転じることとなりました。今まで非常に高水準というところで、ようやくピークアウトしたわけなんですけれども、いまだに高い水準となっている主な要因としましては、平成4年度から14年度頃までの度重なる国の総合経済対策に呼応しまして、社会資本整備促進のために県が率先して多額の県債を発行したことによりまして、現在の公債費の水準が押し上げられているということがございます。そうした状況がありましたので、県としましてはこれまで財政構造改革において、投資的経費の重点化によります県債の新規発行の抑制を始めとします、公債費増大抑制に向けた取り組みを行っているところでございます。

その結果、公債費につきましては、平成20年度をピークとして減少基調に転じておりますことから、実質公債費比率につきましても今後引き続き改善に向かいまして、18%を超えると起債許可団体というところなのですけれども、平成28年度には18%を下回り、起債許可団体から脱するものと見込んでおります。

喜多委員

もう一つ。市町村の実質公債費比率がすごく改善されているということについてどうですかね。

藤田元治委員長

小休します。（14時14分）

藤田元治委員長

再開します。（14時14分）

喜多委員

しっかり頑張っていたきたいなと思っております。平成23年6月に示されました財政構造改革基本方針というのがございます。この計画、基本方針の期間は、平成23年から平成25年の3カ年になっております。もう平成25年度が終わりかけておりますが、新たな財政構造改革基本方針は作るのですか、それとももう作らないのですか。

坂本財政課長

現行の財政構造改革基本方針が今年度までの計画の基本方針でございますので、来年度どうするかというのを財政構造改革小委員会というものを立ち上げまして、外部有識者からなります委員会、今1回目が終わりました年度内に意見書をいただいて、今年度中に来年度以降どうするかという基本方針を策定したいと考えております。

喜多委員

実質公債費比率を何年度にどうするかといった目標があったのですか。

坂本財政課長

実質公債費比率の目標につきまして、本県は18%を超えておりますので、先ほど申し上げましたとおり起債許可団体ということで、起債をするにあたっては総務省の許可が必要でございます。18%を下回るというのが当面の目標でございます。公債費負担適正化計画というものを策定しておりまして、ここにおいて先ほど申し上げましたとおり平成28年度に18%を下回る見込み、それが目標となっております。

喜多委員

この財政構造改革基本方針の中には、先ほどの公債費負担適正化計画というのは入るのですか、入らないのですか。

坂本財政課長

財政構造改革基本方針につきましては、本県独自の財政改革の取り組みでございまして、一方で公債費負担適正化計画といいますのは、総務省に対して起債の許可をいただくにあたって必要となる計画でございまして、国に提出するものという位置付けです。

喜多委員

ということは、この公債費負担適正化計画というのは、この次できるであろう財政構造改革基本方針の中には、入らないのですか。できたら入れたらどうかと思うのですが。入れなくてよいのですか。

坂本財政課長

直接、基本方針の中に公債費負担適正化計画を入れるというのはなかなか、ちょっと違うものが入り混じることになるのですけれども。ただ、公債費の増大抑制という目的においては同じですので、公債費増大抑制に向けた取り組みというのは両方とも、今後とも重要な目標であると認識しております。

喜多委員

平成28年度までに18%未満ということでの抑制目標が示されておりますが、大変な御努力だと思いますし、知事を先頭に全庁的な改革が必要だと思います。実現に向かって頑張っていてほしいなということをお願いして終わります。

森本委員

6月の常任委員会で、災害時の金融機関との連携、特に外部業者や市町村に対しての支払いが、地震、津波で滞らないようにという質問をいたしました。その時、南海トラフ巨大地震はいつ来るか分からないので、1日も早く対策をとっていただきたいというお話をいたしました。南海トラフ巨大地震が起こった時に、県民や市町村に対する公金の支出が、きちんとできるよう準備をしております、秋にも実証実験をしたいという答弁をいただいて終わったように思います。

コンピュータなどのバックアップも前から当然されているわけで、それがこの県庁で動かせなくなった場合のことを、どういう形で体制をとるか、そういうことを質問したのですが、その後どうなっておりますでしょうか。

柴折出納局副局長

大災害の発生時におきましても公金を安定供給するための取り組みといたしまして、まずは財務会計システムのバックアップセンターの設置準備を進めてきております。これが先週までに美馬庁舎へのバックアップサーバーの設置を終えたところでございます。そして今週からこのバックアップサーバーに常時、県庁舎からのデータが複製できるように調整を進める一方、このバックアップセンターを利用した災害テレワークにつきましても、来週の17日には第1回目の実証実験を予定しております。その後も、通信条件でありますとか、実験参加者を変更しながら、今年度中に4～5回の実証実験を行っていく計画にしております。

森本委員

美馬庁舎へのバックアップがもう既に済んでいるというのはちょっと知らなくて。完了したわけですね。そうしたら、美馬庁舎のバックアップ機能をきちんと操作をできる人材の育成にも取り組んでいるんでしょうか。

柴折出納局副局長

テレワークにつきましては、今まで経験のない業務形態でございますので、来週から始めます実証実験、これを繰り返すことによりまして、今委員がおっしゃられました人材の育成、ノウハウの習得に務めてまいりたいと思います。

森本委員

簡単に誰々君やってみなさいというわけにはいかないと思うのですよね。超一流の金融機関でもたまに誤送信があって、日経新聞の一面に載るようなニュースになることがあります。果たして個人、若い職員にそれをすべて任せてよいものだろうかという疑問も非常に湧いております。心配もございます。いわゆる守秘義務、情報管理というのも非常に大事になってまいります。これだけ言ってもまだどこかの局でエッチなビデオを見て降格したりする職員が現実にいる以上、やっぱりなかなか安心できない部分があります。パソコンを操って県の公金支出業務を個人が自宅なり、他の場所で作業する際の情報管理、これについてどのぐらい検討されているのでしょうか。

柴折出納局副局長

テレワークを行う場合の、最も重大な重要な課題が今おっしゃった情報管理であると考えております。特に大災害時におきましては平時利用しております県庁LANが使えない状況を想定しておりますので、ワイファイのフリースポットを始めとします商用の色々な、複数の通信回線によりますインターネット環境を利用するというのを今考えております。

その場合、インターネットは公衆回線でございますので、そこから情報が漏れないようにというのがまず1点あります。そのためには、一般回線の中に仮想的な専用回線を、そういう環境を作り出すVPNという技術がございます。これを利用する計画にしております。

す。

また、財務会計システムにテレワークによって接続した場合、自分のパソコンにデータが残ってしまうと、そこから情報が漏れるというおそれがございますので、そういったことにならないように、端末機にデータを一切残さないような仕組みを作る、これはV D Iといった技術が最近ございまして、こういった技術を使うことによってそういった通信上のセキュリティを確保ができるものと考えております。これにつきましてもそれぞれ実証実験の中でやっていきたいと思っております。

また、事務を処理をする職員、それを決済する管理職等の本人確認につきましても、例えば指紋認証でありますとか、1分ごとにパスワードが変わっていくような、ワンタイムパスワード技術というのがございます。こういったものを入れたり、あるいはパソコンのカメラ等を介してのお互いの顔の確認という手法につきましても検証していきたいと考えております。

森本委員

熟練者職員を、これから育てていかないといけないと思うのですよね。それと電子機器メーカーにも御協力いただいて、職員の皆さんに、テレワークというシステムそのものを熟練をしてもらわないと。サイバーテロに公金を持って行かれましたというようなことが、将来必ず出てくるのではないかと考えております。しかしながら、そういうことを心配していたら、地震対策、南海トラフ対策できませんので、我々としても信頼をして、見守っていききたいなと思っておりますし、くれぐれも訓練を怠りなく、それと立派な職員を複数育てていただきたい。

それとあと一つ。お父さんやお母さんが、育児休業を取らずに子育てしながら在宅で仕事をするという状況が大企業では普通になってきていますよね。テレワークを実行する場合に、そういう人事の体制というのは、条例を改正する必要があるのですか。

梅田行政改革室長

テレワークの人事的な面に関する御質問でございます。テレワークにつきましては、先ほど委員からもお話がありますように、課題といたしましてはやはり情報セキュリティの問題、それから職員の服務等々の問題というものがあると考えております。実際テレワークをするにつきましては、今回、出納局で行います実証実験を踏まえた上で、その服務上どのような変更点、服務規程とかの変更があるかどうかということも踏まえまして、全庁的にテレワークができるかどうかというところについて検討していきたいと考えてございます。

森本委員

今、県庁の職務規定では、家で仕事するというのはいわゆるですね。

小笠経営戦略部次長

現行の規定上は、自宅において仕事をする、いわゆるパソコンとかそういったもので仕事をするということは認められておりません。実証実験ということで、今後取り組んでいく必要があるかと思えますけれども、そのためには、諸規定そういったものも検討しながら、やっていく必要があるのではないかと考えております。

森本委員

わかりました。これから人事面での条例なり何なり、改正をしていかなければ対応ができないなという感じがいたしますが、育児休業を取らなくても仕事ができるような、そうした人事システムも構築したいというか、考案をしていただけたらいいのではないかと考えております。来週の実証実験がスムーズにできることを期待いたしております。だめだった場合もちょうと御報告をいただけたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第7号，議案第8号

これより、請願の審査を行います。

お手元に御配布しております請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第45号「消費税増税の中止について」を審査いたします。

本件は、国への意見書の提出を求めるものでありますので、理事者に国等の動向について、説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第45号「消費税増税の中止について」に関しまして、現在の国等の動向等について説明させていただきます。

昨年、平成24年8月10日、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律を含みます、社会保障と税の一体改革関連法が成立しており、この中で、消費税及び地方消費税につきましては、現行5%の税率を、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げ、低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、様々な角度から総合的に検討、施策の実現までの臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施、消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、経済状況等を総合的に勘案した上で、施行の停止を含め所要の措置を講ずるとされておりましたところ、去る10月1日、安倍総理が、平成26年4月に消費税率を8%に引き上げるとともに、増税による景気の失速を避けるため、低所得者の負担軽減策として講じる、簡素な給付措置を含みます経済対策を発表し、法律どおり消費税率の引き上げが行われることが確定しております。

以上でございます。

藤田元治委員長

国等の動向については、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

木南委員

不採択でお願いしたい。理由は、今部長の説明と重複するので省略しますが、今さらという感じがしますので、不採択でお願いしたい。

藤田元治委員長

それでは、本件については、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件については不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第48号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、御説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、平成24年度から、県独自の授業料軽減制度の適用を拡大し、年収が概ね350万円未満の世帯にあっては、国の就学支援金交付金に上乗せする形で、授業料軽減補助金により、授業料を実質無償としております。年収が概ね609万円未満の世帯にあっては、授業料の半額を助成しております。平成25年度からは、年一括支給から、年4回の分割支給とし、一時的に生じていた負担の解消を図ったところであります。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

藤田元治委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれましましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第45号

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第48号の1

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時38分）